

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

秋田県教育委員会規則第三号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。
第五十六条第一項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、「校長」の下に「副校長」を加える。

別表第三イ中「教 頭」を「副 校 長」に改める。
教 頭

別表第十の三中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

「 校長」	
別表第十の五中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に	六種（県の教育委員会が県の人事委員会と協議して別に定める場合）に 四種又は五種

「 校長」	
事委員会 つては、	六種（県の教育委員会が県の人事委員会と協議して別に定める場合）に 四種又は五種
を	に改める。

別表第十二の六中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

別表第十三の三の平成二十八年四月一日指定の部上郷小学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。